二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩竜山八一五四の二（国有林）、八一五三、八一五四の一、字吉原八一四〇の二、字小滝七一〇三の二、七一〇三の三、七一〇四の二・七一〇四の三・七一〇五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字永嵐七二〇六の二、七二〇七（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡豊丘村大字河野三八七三、三八七四、三八九〇、三九〇一、三九〇六、三九〇七の三、三九一二、四九九九、五〇一九の一、五〇七九の三、五〇八九の二、五〇九三、七二二九の一六六から七二二九の一七〇まで、大字神稲一一八三五から一一八三七まで、一二一三九の二、一二一四〇、一二一四一の一、一二一四二、一二二三の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡豊丘村大字河野三七二一、三七三三の二、大字神稲一〇〇五七の四、一二五一九の八六から一二五一九の九〇まで
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県飯山市大字静間字沓津四七二〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡南木曽町吾妻六五〇の五、六五九の一四、六六〇の二、六六二の八、読書一五九一の三九、一五九一の四〇、二三八六の一六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県大野市下大納四三字越戸七一の一、一の二、荷暮三五字モチ倉二一の二、五二字瀬戸一の一、二の二、三面六字三面谷山二の三、二の七、二の八、上大納三一字谷戸一の五から一の八まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長崎県長崎市愛宕四丁目五三一（次の図に示す部分に限る。）、五三二、五三三、六三六、六四一から六四三まで、弥生町六三七、六三八、六四四から六四八まで、六五五、星取一丁目一三三の二一（国有林）、一三三の一（次の図に示す部分に限る。）、一三三の三、一三四の二、星取二丁目一三三の四、一三四の六、川上町一三九の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）